

参加費 無料

「36の日」記念 働き方改革実現セミナー

—「36協定」の適正な届出に向けた意識啓発—

日時

2020年

3月6日(金) 13:30～16:40(受付開始 13:00)

名古屋商工会議所2階ホール 名古屋市中区栄2-10-19

主催

公益社団法人
愛知労働基準協会

後援

愛知労働局 愛知県 名古屋市
愛知県経営者協会 愛知県中小企業団体中央会
愛知中小企業家同友会
日本労働組合総連合会愛知県連合会
(一社)名北・名古屋東・(一社)名古屋南・豊橋・
名古屋西・岡崎・一宮・(一社)半田・(一社)刈谷・
豊田・瀬戸・津島・江南・西尾労働基準協会

主催者挨拶

公益社団法人愛知労働基準協会 会長 大野 智彦

来賓ご挨拶

愛知労働局長 木原 亜紀生 氏

日本労働組合総連合会愛知県連合会 会長 佐々木 龍也 氏

解説

増田 稔久 氏

増田労働衛生コンサルタント事務所長
(元労働基準監督署長)

36協定の締結など適正な労務管理を行うため、独自のチェックシートにより労働関係法令の主要条文を紹介するとともに、働き方改革やハラスメントに関連する法令などの全体像を整理し解説します。

講演

寺井 基博 氏

同志社大学 社会学部 産業関係学科 准教授

日本の労働時間法制は諸外国を参考にして改正され、企業ではそれに対応した諸制度が整備されてきました。しかし、職場では年休を取るための残業や技能継承の停滞などの問題が生じています。働き方改革実現にはモノマネではなく日本独自の取組みが必要です。本講演では、日本における労働時間削減の難しさの本質は何かを中心にお話したいと思います。

特別講演

丸田 佳奈 氏

産婦人科医・タレント

1981年北海道網走市出身。
日本大学医学部医学科卒業。2007年度 ミス日本。
現役のママさん産婦人科医。持ち前の華やかな外見と、親しみやすい性格で、テレビやラジオ、雑誌等メディアを通じ、医療サイドからの情報を発信中。

【著書】「キレイの秘訣は女性ホルモン～女医・丸田佳奈が答える47の悩み相談」(小学館)

結婚、妊娠、出産、育児、介護など、自身の労働に影響するライフイベントを抱えがちな女性。女性が働きやすい職場と企業側が求める職場は一致しないのでしょうか。今求められる職場や働き方とは。子供を持つ母であり産婦人科医である立場から、これからの日本における働き方について皆様と考えます。



時間外労働・休日労働に関する協定（36(サブロク)協定）を届け出ていますか

- 使用者が、法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超えて、または法定休日（週1日または4週4日）に労働者を働かせる場合には、あらかじめ「36協定」を締結しなければなりません。
- 「36協定」は労働者の過半数で組織する労働組合、これがない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者 ※）と締結しなければなりません。
- 「36協定」は労働基準監督署に届け出なければなりません。
- 「36協定」は就業規則やその他各種の労使協定と同様に、常時各事業場の見やすい場所への備え付け、書面を交付するなどの方法により、労働者に周知する必要があります。

※過半数代表者とは

過半数代表者になることができる労働者の要件と正しい選出手続きは、以下のポイントのとおりです。過半数代表者の選出が適正に行われていない場合、「36協定」を締結し、労働基準監督署長に届け出ても無効となります。

[ポイント1]

過半数代表者となることができる労働者の要件 → 労働基準法第41条2号に規定する管理監督者でないこと。

- 管理監督者とは、一般的には部長、工場長など、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人です。

[ポイント2]

過半数代表者を選出するための正しい手続き → 「36協定」を締結するために過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出すること。

- 選出手続きは、投票、挙手のほかに、労働者の話し合いや持ち回り決議などでも構いませんが、労働者の過半数がその人の選任を支持していることが明確になる民主的な手続きがとられていることが必要です。また、選出にあたっては、パートやアルバイトなどを含めたすべての労働者が手続きに参加する必要があります。
- 会社の代表者が特定の労働者を指名するなど、使用者の意向により過半数代表者が選出された場合、その「36協定」は無効です。

お問い合わせ先

公益社団法人愛知労働基準協会 総務部

TEL 052-221-1438 / FAX 052-204-1268

E-mail soumu-ark@airouki.or.jp



インターネットでのお申込み

<https://www.airouki.or.jp/training/>

送信後に返信される受付完了メールを印刷して、当日ご持参ください。



FAXでのお申込み

FAX:052-204-1268

送信済みの「参加申込書（兼）参加票」を当日ご持参ください。

「36の日」記念 働き方改革実現セミナー 参加申込書（兼）参加票

事業場名		
所在地	〒	TEL () -
氏名		

申込期限：2020年2月28日（金）まで 定員になり次第締切らせていただきますので、お申込みはお早めをお願いします。

- インターネットでの申込にご協力をお願いします。
- 本申込書で2名様までお申込みいただけます。3名様以上お申込みいただく場合は本申込書をコピーしてご利用ください。